

概要版

中央区こども計画

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、自分らしく成長できるまち 中央区

第三期中央区子ども・子育て支援事業計画

【令和7(2025)年度～令和11(2029)年度】



中央区

令和7(2025)年3月



計画策定の背景と位置づけ

本区では、平成27(2015)年に「第一期中央区子ども・子育て支援事業計画」を策定し、安心して子どもを産み育てていける環境づくりや子育て支援策を総合的に推進してきました。

全国的に少子化が急速に進行し、国による「こども基本法」の制定や「こども大綱」の策定などを通じた「こどもまんなか社会」の実現に向けた取組が講じられる中、本区においても、子ども・若者や子育て家庭が抱えるさまざまな課題を包括的に支援し、中央区らしい子どもまんなか社会の実現に取り組むため、令和7(2025)年度から令和11(2029)年度までの5年間で、区が取り組むべき子ども・子育て支援施策を示す「中央区こども計画(第三期中央区子ども・子育て支援事業計画)」を新たに策定しました。

この計画は、こども基本法に基づく「市町村こども計画」に位置づけています。また、「中央区基本構想」、「中央区基本計画」をはじめ、保健・医療・福祉の総合計画である「中央区保健医療福祉計画」の個別計画として、国・都・区の関連する計画等と整合性のある計画としています。



◆「こども基本法」とは

「こども基本法」(令和5年4月施行)は、日本国憲法及び子どもの権利条約の精神にのっとり、すべての子どもや若者が、将来にわたって幸せな生活ができる「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。



同法では、市町村に「こども計画」を策定することを努力義務にしており、策定にあたっては子どもや子育て当事者の意見を反映するように定めています。本区においても、計画策定にあたっては、アンケートやパブリックコメントを通して、子どもや子育て当事者の意見を把握し、計画に反映しました。

◆「子どもの権利条約」とは

「子どもの権利条約」は、子どもの基本的人権を国際的に保障するために、平成元(1989)年に定められた条約であり、子どもの権利を尊重し、実践していく上で大切な「4つの原則」を示しています。



また、同条約の18条では、子どもを育てる責任は、まずその親(保護者)にあり、国はその手助けをするとしています。

●子どもの権利条約の「4つの原則」(出典:公益財団法人日本ユニセフ協会)

- 1 差別の禁止**
(差別のないこと)
- 2 子どもの最善の利益**
(子どもにとって最もよいこと)
- 3 生命、生存及び発達に対する権利**
(命を守られ成長できること)
- 4 子どもの意見の尊重**
(子どもが意味のある参加ができること)



計画の基本理念

子どもも育む人も誰もが笑顔輝き、 自分らしく成長できるまち 中央区

子ども(若者を含む)は未来を担う、かけがえのない存在です。子どもを育てる親、子育て・教育関連従事者、地域・企業・団体、行政等の誰もが子どもを育み、子どもの成長に喜びや生きがいを感じ、自らも成長していくことを目指すため、計画の基本理念を定め、中央区らしい子どもまんなかのまちづくりを進めます。

計画の方向性

本計画を実行するため、新たに次の5点の方向性を定め、子ども・子育て施策を展開していきます。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

子どもが権利の主体として多様な人格・個性として尊重されるとともに、子どもが互いの人権を尊重し、豊かな心を育んでいけるよう、子どもの権利の啓発による意識の醸成や理解の促進を図るとともに、子どもへの相談、地域・社会への参画機会の充実等に取り組み、子どもの成長と活動を応援します。

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

妊娠前から妊娠・出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期のすべてのライフステージを通して、縦断的に切れ目のない支援ができるよう、母子保健分野と子育て支援分野が連携し、多様な子育て支援サービスのさらなる充実や子どもの居場所づくりに取り組みます。

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

子ども・若者が心身ともに健やかに成長できるよう、関係機関が連携し、児童虐待の防止と総合的な支援、子どもの貧困と格差の解消、ひとり親家庭やヤングケアラー等の配慮が必要な家庭への支援に取り組み、すべての子ども・若者が幸せな状態で成長できるようにします。

方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

若者が地域のなかで成長・自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜き、活躍していけるよう、地域での交流や活動の中で力を発揮し、ライフデザインを描き、自己決定ができるためのさまざまな情報提供や環境づくりを進めます。あわせて、生きづらさを抱える若者の支援に取り組みます。

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

家庭はすべての教育の出発点であり、重要な役割を担っていることから、各家庭の自主性を尊重しながら、家庭・地域・学校・関係機関が連携し、親が子どもと真剣に向き合い子どもを健やかに育む「親力」を高めていく必要があります。そのため、家庭教育の充実や地域での子ども・子育て支援等を通じた地域・社会の連携・協働により、子どもの育ちを支援していきます。



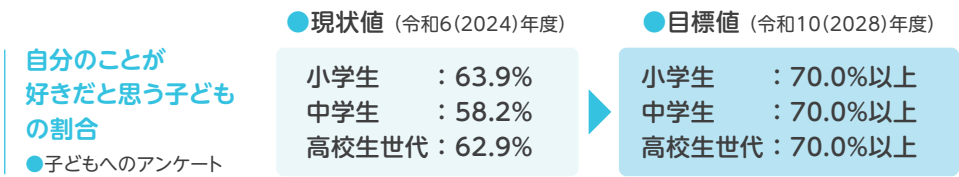
▶ 方向性ごとの取組内容

本計画では、目標達成に向けた進捗状況を測るため、5つの「方向性」に対し、それぞれ「目標達成の目安となる指標(KPI)」と方向性を実現するための「基本施策」、「重点事業」を設定しています。

方向性1 子どもの成長と活動を応援します

基本施策	重点事業
① 子どもの権利の意識の醸成と理解の促進	◆主権者教育 ◆人権教育
② 子どもに対する相談体制の充実	◆子どもと子育て家庭の総合相談 ◆教育相談
③ 子どもの地域・社会への参加・参画の機会の充実	◆少年リーダー養成研修会 ◆スポーツ少年団
④ 教育内容の充実	◆個性や能力を伸ばす教育の推進 ◆豊かな心、温かな人間関係を育む教育の推進 ◆健康な体づくりの推進
⑤ 自己実現の場と体験機会の提供	◆文化のリレーの実施

目標達成の目安となる指標(KPI)の例

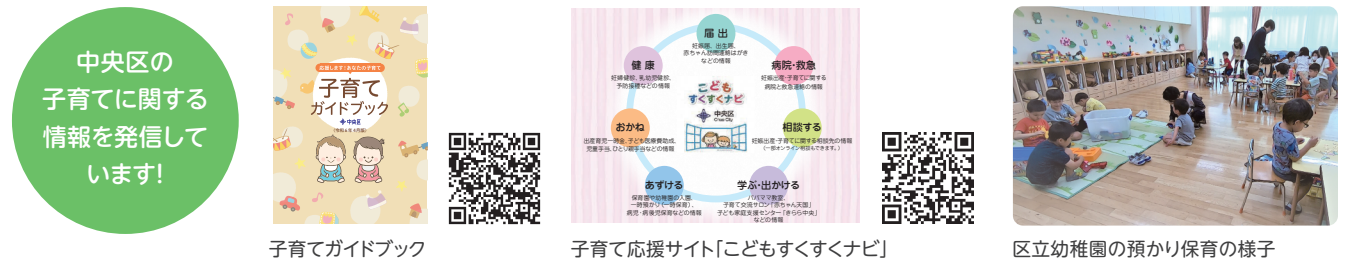
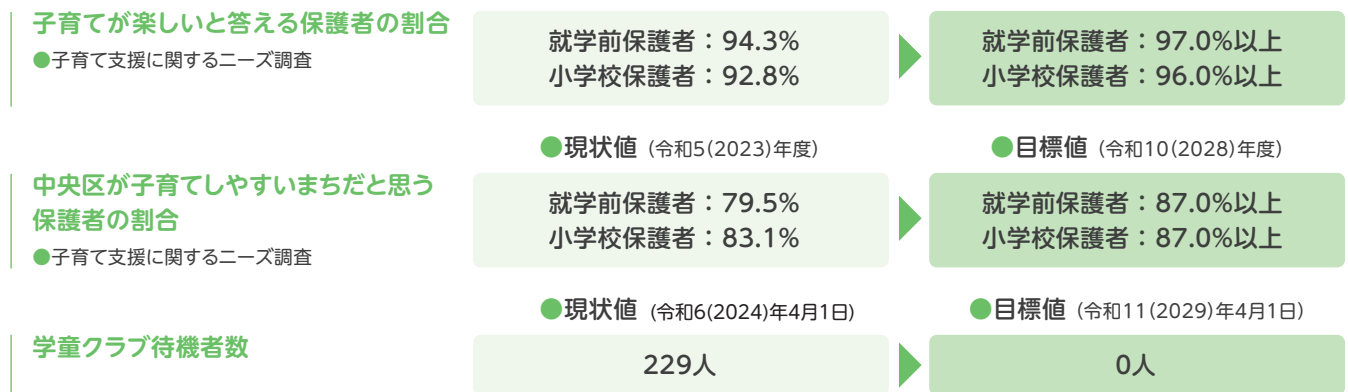


少年リーダー養成研修会

方向性2 子どもが元気に明るく育つ環境をつくります

基本施策	重点事業
① 子育てに関する相談・情報提供の充実	◆【地】利用者支援事業 ◆こども家庭センターの設置 ◆【地】乳児家庭全戸訪問事業(新生児等訪問指導) ◆ふくしの総合相談窓口
② 妊娠期から出産・子育て期の切れ目ない伴走型支援	◆【地】出産・子育て応援事業 ◆パースデーサポート ◆【地】妊婦健康診査 ◆子ども子育て応援ネットワーク ◆【地】産後ケア事業
③ 教育・保育環境の整備	◆保育環境の整備 ◆【地】幼稚園預かり保育
④ 教育・保育の質の向上	◆保育園巡回支援・指導検査 ◆保育士への支援 ◆保幼小の連携
⑤ 多様な子育て支援サービスの提供	◆【地】時間外保育事業(延長保育事業) ◆【地】子育て交流サロン「あかちゃん天国」 ◆【地】一時預かり保育、【地】トワイライトステイ、【地】ファミリー・サポート・センター事業 ◆【地】病児・病後児保育事業 ◆【地】子どもショートステイ
⑥ 子どもの居場所づくり	◆【地】子どもの居場所づくり(学童クラブ、子どもの居場所「プレディ」、プレディプラス事業) ◆校庭を活用した自転車及びキャッチボール空間の確保

目標達成の目安となる指標(KPI)の例



子育てガイドブック

子育て応援サイト「こどもすくすくナビ」

区立幼稚園の預かり保育の様子

方向性3 特に配慮を必要とする子どもと家庭を支援します

基本施策	重点事業
① 育ちに支援を必要とする子どもへの支援	◆育ちのサポートシステム ◆障害児支援事業 ◆特別支援教育の充実 ◆適応教室「わくわく21」
② 児童虐待の未然防止と切れ目のない総合的支援	◆【地】養育支援訪問事業 ◆【地】中央区要保護児童対策地域協議会・児童虐待情報専用電話「子どもほっとライン」
③ 子どもの貧困の解消に向けた支援	◆子どもの学習・生活支援事業 ◆ひとり親家庭休養ホーム事業 ◆【地】実費徴収に係る補足給付を行う事業
④ ひとり親家庭の自立支援	◆ひとり親家庭相談及び女性相談 ◆子どもの学習・生活支援事業【再掲】 ◆養育費確保支援事業
⑤ ヤングケアラーへの支援	◆子どもと子育て家庭の総合相談【再掲】 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】

目標達成の目安となる指標(KPI)の例



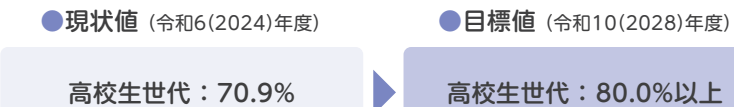
方向性4 若者が成長・活躍できる環境をつくります

基本施策	重点事業
① 若者が地域で力を発揮できる環境づくり	◆青年リーダーの育成
② 生きづらさを抱えた若者の支援	◆うつ病、自殺予防に関する啓発・周知 ◆SNS相談 ◆ゲートキーパーの養成 ◆ふくしの総合相談窓口【再掲】
③ 若者がライフデザインを描くための支援	◆キャリア教育 ◆青年リーダーの育成【再掲】 ◆スポーツ指導者養成セミナー

目標達成の目安となる指標(KPI)の例

20年後の自分のイメージで「生きがい・やりがいを見つけている」と回答する高校生世代の割合

●子どもへのアンケート



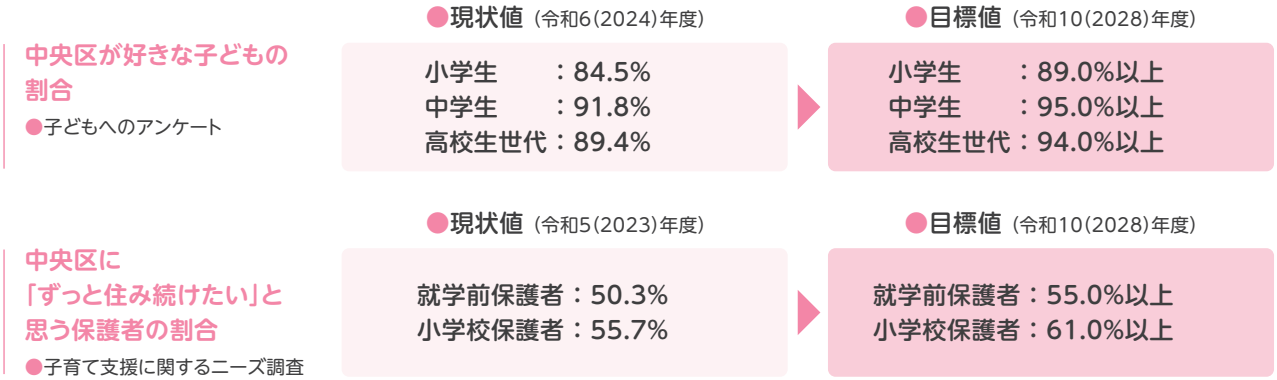
晴海地域交流センター「はるみらい」

晴海図書館

方向性5 地域・社会全体で子ども・若者を育む力を高めます

基本施策	重点事業
① 地域における子育て支援	◆地域家庭教育推進協議会の活動支援 ◆地域活動拠点
② 子どもを守る安全なまちづくり	◆通学路等の安全確保 ◆情報モラル教育の推進 ◆若年者への消費者教育及び情報提供
③ ワーク・ライフ・バランスの推進	◆ワーク・ライフ・バランス推進企業の認定

目標達成の目安となる指標(KPI)の例



子ども・子育て支援事業計画

「子ども・子育て支援事業計画」は、子ども・子育て支援法に基づく、保育所・幼稚園などの「教育・保育施設」や、学童クラブ・一時預かり保育などの「地域子ども・子育て支援事業」の需給計画です。

人口推計、施設・事業の利用希望や実績などから、今後必要とされる量の見込み(利用に関するニーズ量)を推計し、それに対応する確保方策(提供体制の確保の内容及びその実施時期)を定めています。

教育・保育事業の需要量見込み及び確保の内容と実施時期

幼稚園等については、区立幼稚園のほか認定こども園短時間保育の定員数を確保方策としており、量の見込みを上回っています。

保育所等の2号認定および3号認定については、既存の教育・保育施設等の定員数に加え、新たに私立認可保育所の整備等により、量の見込みを上回っています。

				(人)	
				令和6年度 実績*	令和11年度 計画
幼稚園等 (教育標準 時間認定)	1号認定 2号認定	3～5歳児	入園者数A	1,140	1,120
			確保方策B	1,652	1,435
			B-A	512	315
保育所等 (保育認定)	2号認定	3～5歳児	入所者数A	3,121	3,385
			確保方策B	3,879	4,357
			B-A	758	972
	3号認定	2歳児	入所者数A	1,219	1,364
			確保方策B	1,369	1,438
			B-A	150	74
		1歳児	入所者数A	1,088	1,304
			確保方策B	1,254	1,326
			B-A	166	22
		0歳児	入所者数A	401	464
			確保方策B	522	526
			B-A	121	62

※実績は4月1日現在

子ども・子育て支援事業等の需要量見込み及び確保の内容と実施時期(抜粋)

量の見込みに応じた確保方策(定員数等)の規模を確保できるよう、各事業の取組を進めていきます。

			令和5年度 実績	令和11年度 計画
時間外保育事業(延長保育事業)	人/日	利用量	100	304
		確保方策	1,161	1,318
放課後児童健全育成事業(学童クラブ)*	人	利用量	1,364	1,591
		確保方策	1,273	1,838
放課後子ども教室(子どもの居場所「プレディ」)*	人	利用量	3,040	4,134
		確保方策	3,040	4,134
子育て短期支援事業(子どもショートステイ)	人日	利用量	117	117
		確保方策	2,190	2,555
幼稚園預かり保育	人日	利用量	18,484	16,559
		確保方策	31,950	132,505
一時預かり保育・子育て短期支援(トワイライトステイ)、 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター事業)	人日	利用量	17,572	19,760
		確保方策	65,267	69,827
病児保育事業(病児・病後児保育事業)	人日	利用量	1,637	2,583
		確保方策	5,224	5,280
こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)*	人	利用量	—	119
		確保方策	—	158

※「学童クラブ」、「プレディ」の実績は、令和6年4月1日時点

※こども誰でも通園制度(乳児等通園事業)は、令和8年度からの本格実施に向け、検討中

計画の進捗管理

本計画の点検、評価にあたっては、各年度において、中央区子ども・子育て会議を定期的に行い、本計画に基づく施策の実施状況等について報告し、見直し等も含めて審議するとともに、その審議結果を公表します。

また、計画の実効性を高めるため、子どもの意見、住民ニーズなどの社会的要請を的確に捉えていくとともに、PDCAサイクルのもと、計画の進捗状況を年度ごとに整理し、そうした状況を踏まえつつ、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行います。



◆子ども・子育て会議とは

「中央区子ども・子育て会議」とは、この計画の点検・評価や進捗管理などについて、保護者や子育て支援事業従事者、学識経験者などの委員に意見を聴き、本区の子どもや子育て家庭の実情を踏まえて施策を実施していくことを目的として開催している会議です。

計画をもっと詳しく
知りたい方
本編はこちらから
ご覧ください! ▶



発行：中央区 福祉保健部 子育て支援課

〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 電話：03-3546-5444

刊行物登録番号 6-100